

平成30年春の全国交通安全運動実施結果 自主点検表

【運動期間】平成30年4月6日(金)～15日(日)

事業者名(営業所名)	点検年月日	点検実施者の役職及び氏名	
()			
実施事項		実施結果	
1 安全運行の確保	<p>輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努める。</p> <p>貸切バスにおいては、乗客の安全を確保するため、シートベルトを常時着用することができる状態にしておく。また、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視により確認する。</p> <p>運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態を把握する。異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図る。</p> <p>過労運転を防止するため、適切な運行指示書を作成する。長距離運転や夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守などの運行管理を徹底する。特に、高速乗合バス及び貸切バスにおいては、交替運転者の配置基準を遵守徹底する。</p> <p>乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止を徹底する。</p> <p>歩行者及び自転車利用者(特に子供、高齢者、障がい者等)の安全に配慮する。</p> <p>飲酒運転を根絶するため、運転者に適切な指導監督をするとともに、点呼時に酒気帯びの確認を行う際のアルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼の実施を徹底する。</p> <p>覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施する。</p> <p>夕暮れ時における自動車のすれ違い用前照灯(下向き)の早めの点灯及び、暗い道での走行用前照灯(上向き)の点灯を励行する。</p> <p>車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等の構造上の特性を踏まえ安全確保を徹底するため、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を確かめる。また、後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置(後退警報装置、左折警報装置など)を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しない。</p> <p>乗合バスにおいては特に、車内事故を防止するための安全対策を実施する。</p> <p>タクシーにおいては特に、交差点内での出会い頭事故を削減するため、一時停止を徹底する。</p> <p>トラックにおいては特に、追突事故防止対策の強化を図ること。</p>		
	2	日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施。不正改造の防止。	
	3 シートベルト着用の徹底	<p>乗務員に対する適正なシートベルトの着用指導。</p> <p>・運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検する。 ・シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておく。 ・乗客にシートベルトの着用を促す。 ・乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検する。 ・高速自動車国道等を走行する乗合バス及び貸切バスにおいては、リーフレットを座席ポケットに備え付ける等、乗客へのシートベルト着用の注意喚起を行う。</p> <p style="text-align: center;">(タクシー、高速自動車国道等を走行する乗合、貸切バス)</p>	
		シートベルト着用のステッカーを車内に貼付する。 (タクシー)	
	4 広報活動の推進	<p>車両、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。</p> <p style="text-align: center;">(バス)</p> <p>車内放送を通じ、本運動の趣旨を一般に周知する。</p> <p>関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、運転者及び運行管理者を対象とする講習会への参加や、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。</p> <p>①歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全に配慮。乗合バス等では高齢の乗客の保護に配慮</p> <p>②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <p>③より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発</p> <p>④自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性</p> <p>⑤飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底</p> <p>⑥「無車検」車両・「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止</p> <p>⑦不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進</p> <p>⑧「迷惑駐車をしなさい、させない」の励行</p>	

【注】 1. 自主点検の実施は、運行管理者クラス以上の役職者が行ってください

2. 実施結果欄には、実施したものを○、実施できなかったものを×、該当しないものを/ (斜線)をそれぞれ記入してください

3. 運動期間中の自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故については、すべて速報願います。

(岡山運輸支局検査整備保安担当 TEL086-286-8153 FAX086-286-8168)

4. 本点検表は、社内教育記録とともに保存してください